**障害福祉サービス事業者（短期入所）自己点検表**

事業所の名称：　　　　　　　　　　　　　　　運営指導日：令和　　年　　月　　日（　）　　指導担当者氏名：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例  平成24年12月21日  鳥取県条例第71号  鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例をここに公布する。  鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例  目次  第1章　総則(第1条―第4条)  第2章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(第5条・第6条)  第3章　療養介護(第7条・第8条)  第4章　生活介護(第9条・第10条)  第5章　短期入所(第11条・第12条)  第6章　重度障害者等包括支援(第13条・第14条)  第7章　自立訓練(第15条・第16条)  第7章の2　就労選択支援（第16条の2・第16条の3)  第8章　就労移行支援(第17条・第18条)  第9章　就労継続支援(第19条・第20条)  第10章　就労定着支援（第21条・第22条）  第11章　自立生活援助（第23条・第24条）  第12章　共同生活援助(第25条・第26条)  第13章　多機能型の特例(第27条)  附則  第1章　総則  (趣旨)  第1条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)、第41条の2第1項第1号及び第2号、第43条第1項及び第2項並びに第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。  (平31条例17・一部改正)  (定義)  第2条　この条例で使用する用語の意義は、法、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)で使用する用語の例による。  (平31条例17・一部改正)  第3条　法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を持つ法人を除く。  (一般原則)  第4条　障害福祉サービス事業を行う者は、法第1条の2の基本理念にのっとり、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ってサービスを提供するよう務めなければならない。  2　障害福祉サービス事業を行う者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた障害福祉サービスに関する計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより提供するサービスの向上に努めなければならない。  第5章　短期入所  (基本方針)  第11条　指定障害福祉サービスのうち短期入所は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。  (基準)  第12条　短期入所に係る指定基準は、別表第4のとおりとする。  2　短期入所に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。  (1)　介護保険法第41条第1項本文の指定(短期入所生活介護に係るものに限る。)を受けている者、同法第53条第1項本文の指定(介護予防短期入所生活介護に係るものに限る。)を受けている者又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等により提供されること。  (2)　別表第4(従業者の配置の項第1号(2)及び第2号並びに設備の項第1号及び第2号を除く。)に掲げる基準を満たすこと。  3　前2項に定めるもののほか、短期入所に係る指定基準、共生型指定基準及び該当基準は、短期入所の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。  (平31条例17・一部改正)  別表第4(第12条関係)   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 指定基準 | | 従業者の配置 | 1　次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。  (1)　管理者  (2)　規則で定める従業者  2　従業者は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。  3　管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とすること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。 | | 設備 | 1　次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。  (1)　居室  (2)　食堂  (3)　浴室  (4)　洗面所  (5)　便所  (6)　その他運営上必要な設備  2　居室は、次のとおりとすること。  (1)　一の居室の定員は、4人以下とすること。  (2)　利用者1人当たりの床面積は、収納設備を除き8平方メートル以上とすること。  (3)　その他規則で定める要件を満たすこと。  3　非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。 | | サービスの開始 | 1　正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。  2　利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。  3　サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。  (1)　事業の目的及び運営の方針  (2)　従業者の職種、人数及び職務の内容  (3)　利用定員  (4)　サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額  (5)　サービスの利用に当たっての留意事項  (6)　緊急時等における対応方法  (7)　非常災害対策  (8)　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類  (9)　虐待の防止のための措置に関する事項  (10)　従業者の勤務体制  (11)　その他サービスの選択に資する重要事項 | | サービスの提供 | 1　サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。  2　利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、担当者の設置その他の措置を講ずること。  3　利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。  4　感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。  5　サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。  6　利用者から食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。  7　非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。  8　業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。  9　利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 | | 記録の作成及び保存 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。 | | 事故等への対応 | 別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。  **＜**[**別表第1**](http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k500RG00001794.html#e000000501)**事故等への対応の項に掲げる基準＞**  1　従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。  2　利用者又はその家族の情報を他の事業者等に提供する際は、あらかじめ文書により同意を得ておくこと。  3　利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。  4　利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。  5　苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。  6　法第10条第1項、第11条第2項若しくは第48条第1項又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。  7　前号に定めるもののほか、利用者からの苦情に関して県又は市町村が行う調査に協力すること。 | | 審査  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否 | ○鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則  平成25年3月29日  鳥取県規則第18号  鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則をここに公布する。  鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則  (趣旨)  第1条　この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。)第6条第3項、第8条第3項、第10条第4項、第12条第3項、第14条第2項、第16条第4項、第18条第3項、第20条第3項、第22条第2項、第24条第２項、第26条第２項及び第27条並びに別表第1から別表第11までの規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。  　　　　 (平26規則24・平30規則22・平31規則23・一部改正)  (定義)  第2条　この規則において「常勤換算」とは、常勤でない従業者の1週間の勤務時間の合計を常勤の従業者の1週間の勤務時間数(32時間を下回るときは、32時間)で除す方法により、常勤でない従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算することをいう。  2　前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)並びに条例で使用する用語の例による。  　　　　　　 (平31規則23・一部改正)  (短期入所の基準)  第6条　条例に定めるもののほか、短期入所に係る指定基準は、別表第4のとおりとする。  2　条例に定めるもののほか、短期入所に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。  (1)　別表第4(従業者の配置の項第1号及び第2号、設備の項並びにサービスの提供の項第19号の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。  (2)　利用定員を超えてサービスの提供を行わないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  (3)　介護保険法第41条第1項本文の指定(短期入所生活介護に係るものに限る。)又は同法第53条第1項本文の指定(介護予防短期入所生活介護に係るものに限る。)を受けている者により提供される事業所にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。  ア　サービスの提供を受ける者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文又は第53条第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。  イ　居室の面積は、サービスの提供を受ける者1人につき10.65平方メートル以上であ  ること。  (4)　指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。  ア　サービスの提供を受ける者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合  に同法第42条の2第1項本文又は第54条の2第1項本文の指定を受けるため  に必要とされる人数の従業者を置くこと。  イ　宿泊室が個室でない場合にあっては、その面積が利用定員1人につきおおむね  7.43平方メートル以上であること。  (5)　短期入所に係る指定障害福祉サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技  術的支援を受けること。  3　条例に定めるもののほか、短期入所に係る該当基準は、次のとおりとする。  (１)　別表第４サービスの提供の項の右欄第３号及び第5号から第７号までに掲げる基準を満たすこと。  (２)　指定小規模多機能型居宅介護事業所等 (介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものを除く。) が通いサービスの利用の登録を受けた障害者等に対して宿泊サービス（事業所に宿泊させて行うサービスをいう。以下同じ。）を提供するものであること。  (3)　宿泊サービスの利用定員を通いサービスの利用定員の３分の１以上９人以下（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等 (介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものを除く。) にあっては、利用定員の３分の１以上６人以下）とすること。  (4)　前項第4号イ及び第5号に掲げる基準を満たすこと。  別表第4(第6条関係)   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 指定基準 | | 従業者の配置 | 1　障害者支援施設その他の障害者等を入所させて入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行う施設と一体的に運営を行う事業所(以下「併設事業所」という。)及び当該施設の利用されていない居室を利用する事業所(以下「空床利用型事業所」という。)にあっては、短期入所の利用者が当該施設の利用者であるとした場合に必要な人数の生活支援員又はこれに準ずる従業者を置くこと。ただし、宿泊を伴う自立訓練(生活訓練)又は共同生活援助を行う施設の短期入所だけを提供する時間帯については、短期入所の利用者の数を6で除した人数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)以上とすることができる。  2　併設事業所及び空床利用型事業所以外の事業所(以下「単独型事業所」という。)にあっては、利用者の数を6で除した人数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を置くこと。ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型若しくは共同生活援助又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスのサービスを提供する時間帯については、短期入所の利用者がこれらのサービスの利用者であるとした場合に法第29条第1項又は児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けるために必要とされる人数としなければならない。  3　管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。 | | 設備 | 1　併設事業所にあっては、事業の効率的運営が可能であり、かつ、併設事業所と同一敷地内の施設に入所している者の支援に支障がないときは、当該施設の設備(居室を除く。)を短期入所のサービスに利用することができること。  2　空床利用型事業所にあっては、施設として必要な設備を有することで足りること。  3　居室は、次のとおりとすること。  (1)　地階に設けないこと。  (2)　寝台又はこれに代わる設備及びブザー又はこれに代わる設備を設けること。  4　食堂は、次のとおりとすること。  (1)　食事の提供に支障がない広さを有すること。  (2)　必要な備品を備えること。  5　浴室は、利用者の特性に応じたものであること。  6　洗面所及び便所は、次のとおりとすること。  (1)　居室のある階ごとに設けること。  (2)　利用者の特性に応じたものであること。 | | サービスの開始及び終了 | 1　介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、サービスを提供すること。  2　他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めること。  3　利用の申込みに当たっては、書面の交付等について利用申込者の障がいの特性に応じた適切な配慮をすること。  4　サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力すること。  5　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめること。  6　支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。  7　支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行うこと。  8　入所又は退所に際しては、事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を利用者の受給者証に記載すること。  9　利用者が提供を受けたサービスの総量が支給量に達した場合は、当該利用者に係る受給者証の当該サービスの提供に係る部分の写しを市町村に提出すること。  10　サービスの提供を終了するときは、利用者及びその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。 | | サービスの提供 | 1　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。  2　地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。  3　利用者等から費用を徴収するときは、あらかじめ利用者等に対し、その使途及び額並びに金銭を徴収する理由を記載した書面を示して説明を行い、利用者等の同意を得ること。ただし、次号及び第5号に規定するサービスに係る費用の徴収については、この限りでない。  4　介護給付費が支払われるサービスの提供に対する対価については、基準額とすること。  5　介護給付費が支払われないサービスの提供に対する対価については、基準額との間に不合理な差額が生じないようにすること。  6　前2号に規定するサービスに係る費用のほか、次に掲げる費用以外の費用を徴収しないこと。この場合において、(1)及び(2)の費用については、知事が別に定めるところによること。  (1)　食事の提供に要する費用  (2)　光熱水費  (3)　日用品費  (4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、提供される便宜に要する費用のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者等に負担させることが適当と認められるもの  7　利用者等から費用を徴収した場合は、当該費用に係る領収証を当該利用者等に対し交付すること。  8　2以上の指定障害福祉サービス事業者のサービスを利用する利用者等からそれぞれの事業者に支払う額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して市町村に報告するとともに、当該利用者等及び他の事業者に通知すること。  9　法第29条第4項の規定により利用者に代わって介護給付費の支払を受けた場合は、利用者等に対し、当該介護給付費の額を通知すること。  10　介護給付費が支払われないサービスを提供した場合は、その提供したサービスの内容、徴収した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に交付すること。  11　利用者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。  12　利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供すること。  12の2　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。  13　懇切丁寧にサービスを行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。  14　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。  15　適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきすること。  16　利用者等の負担により、従業者以外の者によるサービスを受けさせないこと。  17　利用者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行うこと。  18　食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供すること。また、その材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。  19　利用定員(空床利用型事業所にあっては、施設の利用定員)、共同生活住居及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員並びに居室の定員を超えて同時にサービスを提供しないこと。ただし、災害の発生、虐待を受けた者の保護その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  20　サービスを適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めること。また、広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしないこと。  21　他の事業者又はその従業者に対し、利用者等に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。また、他の事業者又はその従業者から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。  22　事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。  23　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。  24　管理者には、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせ、法令、条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な従業者に対する指揮命令を行わせること。  25　事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。  26　事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。  27　従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。  28　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。  29　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。  30　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。  31　身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。  (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。  (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3)　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  32　常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずること。  33　利用者の使用する設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うこと。  34　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。  35　サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。  36　感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。  (1)　感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。  (2)　感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  (3)　従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。  37　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。 | | 記録の作成及び保存 | 1　次に掲げる記録を整備すること。  (1)　条例別表第1事故等への対応の項第3号及び第5号の記録  (2)　サービスの提供の項第11号の規定による市町村への通知に係る記録  2　条例別表第4記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。  (1)　決算書類　30年間  (2)　会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類　10年間  (3)　(1)及び(2)に掲げる書類以外の記録　5年間  3　作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(サービスの開始及び終了の項第5号及び第8号並びに次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。  4　交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。 | | 事故等への対応 | 別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。  **＜**[**別表第1**](http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k500RG00001794.html#e000000501)**事故等への対応の項に掲げる基準＞**  1　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力すること。  2　利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、必要な措置を講ずること。  3　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。 | | 審査  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否  適：否 |

注）「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（令和２年７月１７日障発０７１７第２号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）における各「主眼事項及び着眼点」に留意すること。

　　また、自立支援給付費に関しては、同「主眼事項及び着眼点」の「介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い」の該当項目を中心に実施すること。